

平成29年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	産業保健活動総合支援事業			担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者				
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働衛生課		神ノ田 昌博				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3			関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画						
主要政策・施策	自殺対策、男女共同参画			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	脳・心臓疾患による労災認定件数が年間約300件と高い水準で推移し、精神障害の労災認定件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は自殺防止対策の観点からも喫緊の課題である。本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	事業場における労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。										
実施方法	直接実施、補助										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	2,793	3,088	3,612	3,628	4,484				
		補正予算	-	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-				
	計		2,793	3,088	3,612	3,628	4,484				
	執行額		2,790	3,085	3,609	-		-			
執行率 (%)		100%	100%	100%	-		-				
当初予算+補正予算に対 する執行額の割合 (%)		100%	100%	100%	-		-				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	産業保健活動総合支援事 業費補助金		3,610	4,466	小規模事業場への訪問指導の拡充等						
	労働災害防止対策事業委 託費		9	9							
	職員旅費		3	3							
	庁費		2	2							
	諸謝金		2	2							
	その他		2	2							
	計		3,628	4,484							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度	
	本事業の研修及び相談が 有益であった旨の評価を利用 者から80%以上得る		本事業の研修及び相談が 有益であった旨の評価を利用 者から得る割合		成果実績	%	93.5	92.3	93.4	-	-
					目標値	%	80	80	80	-	80
					達成度	%	117	115	117	-	-

根拠として用いた統計・データ名(出典)		アンケート調査								
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込	
	産業保健スタッフ等に対する研修の実施回数	活動実績	回	8,245	9,383	8,768	-			
		当初見込み	回	7,710	7,710	7,710	7,710			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込	
	事業者及び労働者等に対する相談実施回数	活動実績	回	62,850	92,948	105,169	-			
		当初見込み	回	52,950	52,950	52,950	52,950			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/件	24,940	17,081	15,871	31,675		
	X: 相談事業経費 Y: 相談実施件数		計算式	X/Y	1,567,459千円/62,850件	1,587,631千円/92,948件	1,669,090千円/105,169件	1,677,175千円/52,950件		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2)								
	施策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2-1)								
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 29年度
		1 労働災害による死亡者数	実績値	人	1,057	972	928	-	-	
			目標値	人	-	-	-	-	929	
		定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 29年度
		2 労働災害による死傷者数(休業4日以上)	実績値	人	119,535	116,311	117,910	-	-	
			目標値	人	-	-	-	-	101,639	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	脳・心臓疾患・精神障害の労災認定件数は高水準で推移している。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行うことで、労働者の健康確保に資することができ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。									
改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		成果実績	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		成果実績	成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	職場のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるがメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約6割にとどまっている。また、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生している。このように事業場における産業保健活動を活性化させるニーズがある中、特に小規模事業場は産業保健活動を行う資力がなく人材がいないことから、そうした事業場を中心に、産業保健活動の専門家による支援を国費により提供する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第19条の3において、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な国の援助が規定されている。 また、同法第71条において、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が、努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「第12次労働災害防止計画」において、重点対策である職場でのメンタルヘルス対策の目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」を達成する手段として、事業場における取組を支援するための本事業の実施は不可欠である。 また、同計画における講ずべき施策として、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が掲げられており、小規模事業場の労働者の健康診断実施後の事後措置等の健康管理の徹底を推進するためには、本事業の一層の推進が求められており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労働者の作業関連疾患等の労災を予防するために、事業者による産業保健活動へ支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	1件あたりの費用として妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費用、使途については、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は成果目標を上回っており、目標に見合っている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みを上回っており、見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
事業連	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
点検・改善結果	点検結果	本事業の研修及び相談が有益であった旨の評価を、利用者の80%以上から受けるという成果目標を達成することができた。活動実績も、産業保健スタッフ等に対する研修の実施回数は8,768件、事業者及び労働者等に対する相談実施回数は105,169件となっており、活動指標を達成している。これらより、運営の在り方は妥当であると考えられるため、今後も、より有効な事業の運営に努めてまいりたい。	
	改善の方向性	引き続き事業を効果的に実施することにより、事業場の産業保健活動を支援することで、労働者の健康確保を図ることに取り組むこととする。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
り通状現	点検結果は妥当であり、執行率も良好であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
り通状現	-		
備考			
-			

